

特別地域（特別保護地区）内高山植物等（木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝）の採取（損傷）許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第3項の規定により 国定公園の特別地域（特別保護地区）内における高山植物等（木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝）の採取（損傷）の許可について、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所および氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
および名称ならびに代表者の氏名〕

(宛先)
滋賀県知事

目	的	
場	所	
行為地およびその 付近の状況		
採取（損傷）物 の種類		
施行 方 法	採取（損傷）物 の数量	
	採取（損傷） 方 法	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地およびその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「採取（損傷）方法」欄には、使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等を記入すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、特別地域（特別保護地区）内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する予定となっている場合、時期および場所等の詳細を記入すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 土地所有関係および申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み
 - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨ならびに許可処分の日付、番号および付された条件
 - エ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前
 - オ 当該申請に関する連絡先（電話番号またはメールアドレス）なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- (7) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
- (8) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては 2 部、行為地が大津市外にある場合にあつては 3 部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。